

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （06 - 6208 - 9996）
処分課（担当）名	動物愛護相談室
処分の名称	第1種動物取扱業登録の更新
概要	第1種動物取扱業登録者が、登録の有効期間満了（5年）に際し、引き続き、業を営もうとする場合は、動物の愛護及び管理に関する法律第13条に基づき、登録を更新しなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。
根拠法令等 及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第13条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条、第3条、第4条
審査基準	<p>・登録の更新を受けようとするものが、次の各号に該当するとき、動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要な基準に適合していないと認めるとき、飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、犬猫等販売業を営もうとする場合にあっては犬猫等健康安全計画が基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録を拒否しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</li> <li>2 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者</li> <li>3 第十条第一項の登録を受けた者（以下「第1種動物取扱業者」という。）で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその第1種動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの</li> <li>4 第十九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</li> <li>5 この法律の規定、化製場等に関する法律第十条第二号（同法第九条第五項において準用する同法第七条に係る部分に限る。）若しくは第三号の規定又は狂犬病予防法第二十七条第一号若しくは第二号の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</li> <li>6 動物の販売を業として営もうとする場合にあっては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第五十七条の二（同法第十二条第一項（希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十八条第一号（同法第十八条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第二号（同法第十七条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。以下同じ。）、第六十三条第五号（同法第二十一条第一項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。以下同じ。）又は第二項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第六十五条第一項（同法第五十七条の二、第五十八条第一号若しくは第二号又は第六十三条第五号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第八十四条第一項第五号（同法第二十条第一項（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）、第二十三条（加工品又は卵に係る部分を除く。）、第二十六条第六項（譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）又は第二十七条（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第八十六条第一号（同法第二十四条第七項に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第八十八条（同法第八十四条第一項第五号又は第八十六条第一号に係る部分に限る。）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三十二条第一号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第五号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）、第三十三条第一号（同法第八条（特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第三十六条（同法第三十二条第一号若しくは第五号又は第三十三条第一号に係る部分に限る。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</li> <li>7 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</li> </ol> <p>・動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要な基準及び飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していること（動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第3条（参考資料「動愛-2」、環境省ホームページ<a href="http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18F18001000001.html">http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18F18001000001.html</a>）</p>
標準処理期間	15日
経由日数	なし
提出先	動物愛護相談室
提出時期	随時
提出方法	動物取扱業登録更新申請書に添付書類及び手数料を添えて、動物愛護相談室へ提出してください。
手数料	13,000円（同じ事業所で同時に2つ以上の動物取扱業の種別の登録を受けようとする場合は、1業種ごとに6,500円追加）
相談窓口	動物愛護相談室
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000007339.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000007339.html</a>
備考	